

第 1014 回教育委員会 会議録

平成 27 年 8 月 20 日

14:00～16:20

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1014 回教育委員会を開会いたします。

<長南委員長> 議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、2 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、菊川委員と小嶋委員を指名いたします。

③会期の決定

<長南委員長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④日程変更

<長南委員長> ここで、議事日程の変更についてお諮りいたします。

議事日程については、各委員へ先日通知したところですが、議題 12 号「教職員の人事について」は、議決後に記者発表を予定しております。本日予定している議案数が大変多いため、議第 12 号の審議を前倒しし、また、議案の説明者が同じである議題 6 号、議題 7 号、議第 8 号、議第 11 号もあわせて審議を前倒ししたいと思います。

次第の 4 の報告の前に、ただいま申し上げました議案の審議を行い、その後、4 の報告、続いて残りの議案について審議を行いたいと思っておりますがいかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議事日程を変更いたします。

⑤議 事 (1)

<長南委員長> 議第 11 号及び議第 12 号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第 11 号、議第 12 号及び追加提案された議第 13 号は秘密会にて審議 》

<長南委員長>

それでは、これより会議を公開いたします。

《 傍聴者入室 》

<長南委員長>

それでは、議第 6 号「山形県立中学校管理運営規則の設定について」、総務課教職員室管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹>

はい。それでは資料 6-1 をお開きください。議第 6 号にてお諮りいたしますのは、「山形県立中学校管理運営規則の設定について」でございます。

提案理由は、平成 28 年 4 月に併設型中高一貫教育校である山形県立東桜学館中学校・高等学校を開設することにあわせ、県立中学校管理運営規則を定める必要があるためでございます。

概要を申し上げます。まず、第 2 条にありますとおり、入学定員は 99 名。3 学級で本県が推進する 33 人以下学級となります。第 4 条には東桜学館高等学校との一貫教育を盛り込んでおります。組織については第 5 条で規定しております。中学校の教頭職については、副校長又は教頭で対応いたします。現在職務内容を精査しており、どちらの職を置くかは検討中であります。

次に資料 6-11 をお開きください。東桜学館中学校、高等学校に配置予定の職種について具体的に御説明いたします。まず、校長と事務部長は高校に配置し、中学校を兼務いたします。中学校には副校長又は教頭を置き、高校には教頭を置きます。教諭、養護教諭、事務職員は中高それぞれに置きます。実習教諭、学校司書、学校技能員は高校に置きます。学校栄養士は中学校に配置します。学校栄養士以外の職は中高を兼務し、教諭については、中学校と高校の両方の免許状を所有していることが望ましいと考えております。

資料 6-2 をお開きください。第 7 条にあるとおり、山形県立高等学校管理運営規則を準用いたします。この後、議第 7 号でお諮りいたします。山形県立高等学校管理運営規則の一部改正にも対応しております。

なお、施行期日は平成 28 年 4 月 1 日です。ただし、平成 27 年度に行う入学者選抜及びこれに関し必要な手続その他の行為は、公布の日から施行いたします。

以上が御審議いただきます議案の概要であります。よろしく御審議のうえ御承認くださるようお願いいたします。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

- <菊川委員> 中学校に副校長又は教頭、高校に教頭を配置するということがありますが、副校長と教頭では職制としてはどのような違いがあるのでしょうか。
- <管理主幹> 副校長になりますと、管理運営、判断をする部分で校長が行うものを一部担当することができます。高校には中学校を兼務する校長を置きますが、中学校にはその校長がおりませんので、校長のある部分を担って中学校の方の判断をする職として副校長を考えているところです。
- <長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第7号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。
- <教職員室長> はい。それでは議第7号について説明させていただきます。
提案理由としましては、平成28年高等学校再編整備計画に伴う学科改編、入学定員の変更及び東桜学館高等学校の教育課程の編成等を行うために提案するものでございます。
詳しくは、新旧対照表、7-6からの資料を使いまして御説明させていただきます。まず、第8条第3項、農繁休業日につきましては、この管理運営規則を当初制定したときと現在の状況が変わりまして、調べましたところ、手元にある二十数年間、この休業日を制定したという実績がないことから、この規定を削除するものでございます。
次に第10条、教育課程の編成に係わる部分ですが、学習指導要領の告示日を示さず、新旧どちらの学習指導要領も併用できる記述にしました。学年進行で、1年生は新しい学習指導要領、2・3年生は旧学習指導要領に基づいた教育課程の編成になることもありますので、告示年度をいれないほうが合理的であると判断しました。
それから、第10条の2として、併設型高等学校における教育課程の実施について加えました。また、その2項としまして、併設型高等学校において教育課程を編成するときは、「あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。」という文言を加えました。
第11条ですが、送り仮名の統一ということで、「行なう」の「な」をとって、「行う」に改めます。
第20条においては、「養護教諭、実習教諭及び学校技能員を置く。」となっておりますが、実際は養護助教諭や実習講師しかいない学校もあり、それから、霞城学園高等学校はビル管理人が管理しているため、学校技能員を配置しておりませんので、職名を「又は」で結ぶほか、必要に応じて置くことができる職として規定しました。また、事務職員の

並びについては知事部局での並びにあわせたところですが、それに伴いまして第 21 条の表の並びも改めました。

第 38 条では、併設型中高一貫教育校が設置されるため、第 2 項に、併設型中学校から併設型高等学校への入学については、「別に定めるところにより入学を許可する」と規定しました。

第 39 条では、入学願書は従来別記様式第 5 号として示しておりましたが、「教育長が別に定める様式による入学願書」としました。また、本年 6 月の条例改正により、「受験料」が「入学者選抜手数料」に変わりましたので、そのように文言を改めました。第 42 条では、別記様式が一つ削除された分、様式番号が繰り上がったものであります。

第 10 章のタイトルと第 47 条ですが、「受験料」を「入学者選抜手数料」に改め、根拠条例、根拠規則も全て改めたところであります。

次の資料 7 - 9 からの表の部分ですが、山形中央高校につきましては、普通科の学級減により定員が 160 名に変わります。楯岡高校及び村山産業高校は東桜学館高校、村山産業高校となるわけですが、これは学校所在地の建制順のため順番が入れ替わるものであります。それから、村山産業高校につきましては、募集停止が終了する 5 つの小学科を削除するものであります。東桜学館高校につきましては、新たに普通科 200 名と規定しております。新庄神室産業高校につきましては、募集停止が終了する 2 学科を削除します。米沢工業高校につきましては、生産システム科、電気科、意匠情報科の募集をそれぞれ停止し、新たに生産デザイン科、電気情報科の募集を行います。米沢商業高校は募集停止が終了する国際ビジネス科を削除します。酒田光陵高校につきましては、普通科の学級減により定員 80 名募集に改めています。別表の第 3 として、先ほど説明しました併設型中高一貫教育校となる高校、中学校を加えております。別表第 4 は、従来別表第 3 として連携型の中学校、高校を記載しておりましたが、表番号がずれることとなります。

以上が変更点でございます。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願いいたします。

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<小嶋委員> 学科名が削除されるものがありますが、今いる生徒が全員卒業するので削除されるということですか。

<教職員室長> はい。今年度 3 年生しかいない学科が、来年度 4 月から生徒がいなくなり募集停止が完了しますので、学科名を削除します。現在は、新たな生徒の募集をしていませんが、学科はあるという状態です。

<長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第8号「技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室管理主幹より説明願います。
- <管理主幹> はい。資料8-1をお開きください。議第8号にてお諮りいたしますのは、技能労務職員に関する規則の一部改正についてであります。
- 改正内容は、特別支援学校の学校技能員などの技能労務職員に給与の一部として支給している給料の調整額について、支給対象となる職種を見直すものでございます。
- 資料8-2をお開きください。まず、給料の調整額の概要についてです。ページ中ほどにあります。給料の調整額は、同じ給料表の同じ級に属する他の職員に比して、職務の複雑、困難、責任の度合いなどが著しく特殊な職を占める職員に対して支給されるものです。教育委員会では特別支援学校、小中学校の特別支援学級に勤務する教員や、特別支援学校の事務職員、技能労務職員に支給されております。支給額は調整基本額に調整数を乗じますが、調整基本額は級ごとに定額で、調整数は支給対象の職員に調整数1が付いております。これを給料月額とあわせて支給します。例になりますが、技能労務職給料表3級の職員の場合、調整基本額9,700円に調整数1を乗じて毎月9,700円となります。民間のボーナスにあたる期末手当・勤勉手当は年間3.95月分となりますが、これを含めて考えますと、調整額は年間で約16万円となります。
- 今回昨年10月の人事委員会報告を受け、特別支援学校の事務職員、技能労務職員の職務内容、具体的に申し上げますと、子どもと常時接して職務を行うことなどの特殊性があるか否かや他県の措置状況及び社会情勢の変化等を踏まえ検討を行った結果、知事部局の知的障がい児施設に勤務する職員と同様に、下線の職種については調整額を廃止することとし、先月まで職員団体と組合交渉を行い、妥結したところであります。
- なお、技能労務職員以外の給料の調整額は人事委員会規則で、技能労務職員については教育委員会規則で規定されております。このことから技能労務職員に関する規則において、特別支援学校の介助員以外の学校技能員と調理師について給料の調整額の支給対象から除外するためお諮りするものであります。
- なお、施行期日につきましては平成27年10月1日とし、激変緩和のための経過措置については知事部局の取扱いと同様に、今年度は現行のとおり調整数を1とし、来年度は調整数を半分の0.5としております。
- 以上が御審議いただきます議案の概要であります。よろしく御審議のうえ御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <小嶋委員> これは、いままでもらっていたものが減額されるということですか。

- <管 理 主 幹> そうです。
- <菊 川 委 員> 技能労務職員に措置されている調整額を廃止するということが、その廃止する理由をもう一度説明してください。
- <管 理 主 幹> 昨年秋の人事委員会報告におきまして、給料の調整額については調整する職を厳格に適用するとともに、業務実態等を精査し、全体的な見直しを行う必要があるとされています。これに基づきまして、各学校の実態を調査いたしました。そして技能労務職員については、先ほども少し申し上げましたが、常時子どもと接しているかどうかという点において、かなり子どもたちのためにしてくださっていることは間違いないのですが、常時接しているかという点においては、一般の教員とは違いがあるということで、これを廃止するという結論に至ったところであります。
- <菊 川 委 員> 調理師はわかりますが、学校技能員とはどういう方ですか。
- <管 理 主 幹> イメージとしては、小中学校では業務員さんになりますが、学校の施設の修理をしたり、それから特別支援学校の特徴としては、ボイラー技士やマイクロバスの運転の業務なども行っている職員になります。
- <菊 川 委 員> それでは、教室の中で子どもと常時接しているわけではないということですね。
- <管 理 主 幹> はい。
- <長 南 委 員 長> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長 南 委 員 長> 御異議なしと認め、議第 8 号は原案のとおり可決いたします。
- ⑥報 告**
- <長 南 委 員 長> それでは、次第の 4 報告になります。
（1）「平成27年度全国高等学校総合体育大会の結果について」と、
（2）「第97回全国高等学校野球選手権大会の結果について」は事務局からの説明を省略し、資料配布のみといたします。
- <長 南 委 員 長> 次に、（3）「山形県学力等調査の実施について」、義務教育課長より報告願います。
- <義務教育課長> はい。報告 3 - 1 を御覧ください。平成28年度探究型学習の推進に係

る山形県学力等調査（仮称）の概要について報告させていただきます。

6 教振の中で「確かな学力を育成する」という基本方針のもと、探究型学習の推進を今年度から取り組んでおり、探究型学習の効果については、きちんと子どもたちの姿で評価していくことが大事であります。今年度は推進協力校を16校設けておりますが、この16校と山大附属小・中学校あわせて18校で、平成27年1月27日を基準日として評価テストの実施を考えております。それと同じような形式で、平成28年度には全ての小中学校においてこのテストを実施していきたいと考えており、このことについて御報告いたします。

「調査の目的・趣旨」につきましては、6 教振の中で小・中・高校を通じた探究型学習の推進と評価・検証が位置付けられており、各学校における授業と指導の改善につなげるため、探究型学習に係る学力・学習の状況について調査を実施したいと考えております。大学入試制度改革が進められておりますが、探究型学習においては、教科の枠を超えて持っている知識・技能等を活用しながら課題解決できる、より高い思考力・判断力・表現力や、主体的に学習に取り組む態度を育成することをねらいとしています。このことから、本県で行う学力調査については、教科の枠を超えても知識・技能を活用することができる思考力・判断力・表現力等を評価するものとなるよう、主として、複数の教科を横断する「合教科型」の問題や、特定の教科の枠を超えた「総合型」の問題を出題する予定でございます。あわせて、子どもたちの探究型学習についての意識あるいは状況についても、児童生徒質問シートという形で調査を実施し、探究型学習に係る学ぶ意欲や学び方等の実態も調査してまいりたいと思っております。

「調査の対象」につきましては、小学校は5年生、中学校は2年生とします。特別支援学校につきましても、準ずる教育を行っている小学部の5年生、中学部の2年生についても調査を実施したいと思います。

「調査の実施日」でございますが、今のところ、平成28年10月5日を実施日としています。

「調査問題の概要と調査の実施時間」についてですが、まず概要につきましては、小学校5年生対象の調査は、国語・社会・算数・理科の4教科を合わせた合教科型の問題を1問、国語・社会の人文系の合教科型の問題を1問、算数・理科のいわゆる自然科学系の合教科型の問題を1問、そして特定の教科の枠を超えた総合型の問題を1問でございます。中学校2年生対象の調査は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を合わせた合教科型の問題を1問、その他は以下のとおりでございます。次のページを御覧ください。実施時間につきましては、小学校5年生、中学校2年生それぞれで、授業2コマを予定しております。そして、学力調査の最後に、学習状況調査を設けております。

「調査実施に関するスケジュール」でございますが、平成28年4月に実施要項を通知いたします。参加の主体が市町村の教育委員会等となりますので、5月に参加の意向を確認し、参加したいという市町村教委等へ調査のマニュアル、調査資材等を9月に配送し、10月5日を基準日と

して実施したいと思います。翌年1月に調査結果を提供し、3月には全体の報告書を作成するスケジュールとなっております。現在、県教育センター、義務教育課、教育事務所等で問題作成にあたっているところでございますが、調査マニュアル作成、調査資材の配送・回収、報告書の作成については、民間業者への委託を想定しております。9月はじめにプロポーザル方式での入札を予定しており、学力学習状況調査等のノウハウを持った業者にプレゼンをしていただきながら、業者を決定していくという流れになっております。

「調査結果の取扱い」につきましては、公表は県教育委員会がホームページに掲載して行います。調査結果等の提供につきましては、市町村教育委員会向けには、問、大問ごと、全問の正答率、記述問題の解答類型別反応率、成績結果についてのコメントなどを提供したいと考えております。学校向けには、市町村教委への提供に加えて、個人成績一覧、個人成績票を提供いたします。個人向けには個人成績票ということで、問ごとに正答、準正答、誤答、無回答を示したものを提供いたします。なお、個人向けの帳票には成績の順位は示さないことを考えております。

調査結果の取扱いに関する配慮事項について。調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、子どもたちの学力・学習状況の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとします。調査結果の公表に関しては、保護者や地域住民に対してしっかり説明責任を果たしてもらうことと、序列化、過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要と考えております。

教育委員会及び学校による調査結果の公表につきましては、これまで行われている全国学力・学習状況調査の公表の仕方にあわせた形で考えているところです。報告3-3にある四角で囲まれた内容は県教育委員会が報告書に示すものであり、それ以外は公表いたしません。

市町村教育委員会においては、当該市町村における公立学校全体の結果について、これから申し上げる基準に基づいてそれぞれの判断において公表することが可能です。次のページの(エ)を御覧ください。公表に当たっては、①公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。②調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。③市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合は、当該学校と事前に十分相談したうえで、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。④調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であることなどを明示すること。⑤児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなどの配慮を行うこと。⑥学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配

慮を行うこと。なお、県教育委員会が公表する以外のものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づき不開示情報として取り扱うこととします。

次のページからは、今現在作成している問題のイメージでございます。まず、小学校の4教科、国算社理の合教科型の問題ですが、「山形県のいもに博士になろう」というテーマでの話し合い活動で、1枚目、2枚目は国語の力をみる問題、その次は計算など算数の力を問う問題、その次のページ、上の方は社会科、下は理科の問題となっております。次のページは中学校の国語と社会の合教科型の問題のイメージですが、日本の伝統産業をメインに、このページは地理の問題、2枚目は歴史の問題、その次のページは国語の活用の問題となっております。このように単独の教科ということではなく、複数の教科を合わせたような問題を考えているところでございます。なお、これから精度を高めて問題を精査していきたいと思っております。

これにつきましては、7月から8月はじめにかけて、各市町村教育委員会の教育長の勉強会などに説明をして御理解をいただいているところでございます。以上であります。

<長南委員長>

御質問等ございますか。

<小嶋委員>

これは山形県単独で行うということですか。他の県と比較することはないのですか。

<義務教育課長>

県単独で行います。合教科の問題は全国に先駆けたものであり、他県との比較はできません。これから求められていく必要な力、思考力、判断力、表現力、学習への意欲、探究力を本県独自に評価して、子どもたちの力に還元するため、先生方の授業を変えていくことを考えているところでございます。

<小嶋委員>

教科の枠を超えた問題により、自分で考える力をつけてもらうということですか。

<義務教育課長>

現在の全国学力・学習状況調査も、国語の問題であってもグラフや写真を読み解いたりすることなど、様々な能力を必要とする問題となっておりますし、それぞれの教科で探究的な授業をしてもらうことで、複数の教科があわせて出題されたとしても必ず解けるだろう私たちは考えており、子どもたちに深く考えたり、表現したりする力をつけさせていきたいと考えているところです。

<小嶋委員>

出題は、問題を作成する各教科の先生が協議して行うのですか。

<義務教育課長>

国語、社会、数学、理科、英語の義務教育籍の指導主事を全体で増員しており、各教科の指導主事が協議して、合教科、総合的な問題となる

ように努力している状況です。

<小 嶋 委 員> これが実施されると他県から注目されるようなものですか。

<義務教育課長> まだノウハウも無く、業者さんもこれから研究していくという状況のようです。単独教科ごとの評価テストは他県でも行っていますが、複数の教科を合わせたような、あるいは教科の枠を取り除いたような問題の評価、集計、分析はシステムが構築されておらず、業者さんも研究してもらっているところなのかなと思います。

<小 嶋 委 員> このようにチャレンジすることは良いことだと思います。

<涌 井 委 員> 今のところ、小学5年生と中学2年生だけを対象とするということですか。

<義務教育課長> はい。

<涌 井 委 員> このような問題ですと、子どもたちも、自分たちが今勉強していることがどのように役に立つかをイメージしやすく、勉強に対する意欲、意識も変わってくるのかなと思います。テストだけでなく、授業で日常的にできるのが理想かと思います。

<義務教育課長> 子どもたちがいろんなことに興味、関心を持ったり、もう少し深く学んでみようという気持ちになったりすることが、このテストをすることによりもっと生まれる、あるいは、先生方の授業が教科だけではなく、様々な要素がからまって、子どもたちにいろんな力を付けさせていくような、先生方の教材分析、研究にもつながっていくと思います。

このようなテストをすることによって、先生方の授業の取り組み方が、これまでと違って、子どもたちにより深く考えさせる、主体的に取り組ませるにはどうしたらいいかという授業に転換してくれるのではないかと期待しています。

<武 田 委 員> 問題を作るのは大変だと思いますが、正解、準正解などの基準も難しいのかなと思います。学ぶ意欲や学び方等の実態も把握していくということですが、どのような質問で測るのでしょうか。

<義務教育課長> 質問シート、アンケートにより測りますが、全国学力・学習状況調査でも、例えば「授業のなかで振り返りの時間がありますか」とか「自分たちが考える時間がありますか」などの質問が70、80問ほどありますが、それと似たような形で、「自分たちで学ぶような授業に変わってきていますか」とか「子どもたちで協同的に学び合う授業に変わってきていますか」あるいは「単独の教科だけでなく、幅広く興味を持つようになりましたか」など、私が今考えているのはそのようなものですが、そ

のような質問をいくつかして、授業が変わってきているかを子どもたちの目で評価してもらおう質問シートにしていきたいと思います。

<菊川委員>

まさに社会で生き抜いていくための方策ですね。ただの暗記ではなく、社会でこのようなことが必要となってきます。高校の入試も、大学の入試も将来このように変わっていくのだろうと思います。

手前味噌で恐縮ですが、司法試験も、私が合格した頃と今とでは問題の出題の仕方が違います。憲法は憲法、刑法は刑法だけの出題だったのですが、今は総合的に全部入った一つの問題を出されて、その中に憲法や民法、刑法、訴訟法が全部入っている。我々の頃、訴訟法では刑事訴訟法、民事訴訟法のどちらか一つを選択すれば良かったのですが、今は二つとらなければいけない。刑事裁判と民事裁判があり、弁護士になると二つを担当しなければいけないわけですので選択するのはおかしいのですよね。ようするにこのような形になってきています。

だから、問題を作る方、教える方は大変ですが、子どもたちにとっては社会に出て必要な能力ですので、非常に良いことだと思います。子どもたちもこのほうが、自分たちの学んでいることが面白くなってくると思いますね。

<武田委員>

保護者と地域住民に対しての説明責任を果たすことが重要とのことですが、これをきっかけに探究型学習に向かうことは、地域の理解が大事になってくると思います。みんなが探究型学習についてはどういうことなのか説明できるくらいに関心を持っていただきたいと思いますので、これをきっかけに是非、いろいろと発信をしていただきたいと思います。

<義務教育課長>

子どもの学力向上には、家庭教育も必要ですし、地域の支えも必要になってくると思います。家庭の中でいろんなことを話題にしていくことが子どもたちの教養にもつながりますし、探究心につながっていくと思いますので、保護者の方に、探究型学習を推進して、学校でも授業が変わっていくということを、県で進める施策について伝えていきたいと思っています。

<菅野教育長>

単元末テストについても説明してください。

<義務教育課長>

このテストの他にも、学力向上のために様々な手立てをとっています。算数・数学スパイスシートということで、昨年度から確かな学力向上のため実施しています。また、子どもたちの力になっているか、活用する力がついたかどうかを学期末、単元末に評価してもらおうような問題を配信して、それを学校でやってもらって、教育委員会に報告してもらおうような形で、単元末の評価テストをやりたいと考えています。

<菅野教育長>

やはり、この学力等調査だけではだめで、学期ごとに積み上げが必要

ですので、確認できるようなシステムを作っていきたいと思います。

<長南委員長>

次に、(4)「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況調査の報告について」、義務教育課特別支援教育室長より報告願います。

<特別支援教育室長>

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況に関する調査」について、資料の報告4の概要版を使って御説明申し上げます。

資料4-1を御覧ください。調査は、県内の全小・中学校を対象とし、特別な教育的支援が必要な児童生徒の「支援状況」を調査したものでございます。平成26年11月1日現在で、小学校267校、中学校103校の計370校、在籍している全児童生徒88,917人について調査いたしました。

調査結果について御説明いたします。Ⅲの調査結果の1の(1)を御覧ください。通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒の割合は5.4%でした。そのうちの9割が発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒であります。

続きまして、学校が支援の際に困難を感じていることについて、資料4-2の(2)の図2を御覧ください。小・中学校ともに「学習の遅れ」や「対人関係」が上位にあがりました。特定の児童生徒の「学習の遅れ」や「対人関係」が学級全体に影響を及ぼし、学級経営に困難が生じているケースも見られます。

次に資料4-3の2、図3-1、図3-2を御覧ください。図3-1は、卒業後も見通した長期的な教育方針や福祉・医療・労働機関との連携を記載した「個別の教育支援計画」の作成状況であり、作成率は47.2%です。図3-2は、現在の学習指導、生活指導の基となる「個別の指導計画」の作成状況であり、作成率は57.6%でありました。

次に、「3 早期からの一貫した支援体制」について、(1)は引継ぎの状況であります。小学校から中学校への引継ぎは半数程度、幼稚園、保育所等から小学校へは3分の1程度でした。なお、就学時検診や入学前の情報交換などの引継ぎは行われておりますが、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等の文書による引継ぎが十分でない状況がここに見てとれます。(2)図4の、相談機関との連携の状況は、小学校40.2%、中学校30.5%、全体で37.3%という数字となりました。これは、相談機関が限られていたり、医療や福祉からの支援が必要と思われる場合でも、関係者間の合意形成が図られず、相談機関等につなげることが難しかったりすることなどが理由としてあげられます。

次に資料4-4、図5は、校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている学びの場に関する調査結果についてです。校内委員会で支援を検討している児童生徒について、学校が必要と考えている学びの場は、約6割が通常の学級であり、通常の学級での支援、配慮が重要であることが再確認できました。一方、約3割の児童生徒は、学習・生活・健康状態に応じて柔軟に対応する「別室での指導」や児童生徒の障

がいに応じて計画的に指導する「通級指導教室」等が必要との回答がありました。しかし、この2つはいずれにしても1週間のうちの数時間ということになりますので、学びの場のホームベースとしては通常の学級ということになります。通常の学級において、支援の改善を行い、そのうえで、児童生徒個々の状況に応じた個別の対応が求められていると考えております。

これまで県教育委員会としましては、「特別支援教育力を大切にした担任力の育成」、「特別支援学級へのさんさんプラン導入」等を行ってまいりました。今後も、こうした取組を土台に、各学校で一人ひとりの教職員が特別支援教育の理念をさらに深く理解し、全ての児童生徒に適切な支援を行うことができるよう、具体的な取組を検討してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

<長南委員長>

御質問等ございますか。

<武田委員>

特別支援教育の理念とはどういうものですか。

<特別支援教育室長>

一人ひとりの子どもの状況に応じて適切な支援をしていくということになるかと思えます。以前、平成19年までは特殊教育とされており、その場合はハンディのある子どもさんに対して特別な教育をするということになっておりました。平成19年から文部科学省の方針、通知等が行われていますが、全ての子どもにニーズがあるというところから適切な支援をしていくという考え方に変わってきています。

<武田委員>

3(2)の枠に囲まれたところにありますが、「どこに相談して良いかわからない」というのは、親がということですか。

<特別支援教育室長>

そうです。

<武田委員>

そうだとすれば、先に示されるべきだと思います。

<特別支援教育室長>

医療に関して申し上げますと、こういう発達障がいを診てくださるお医者さんが少なく、そういう医療機関に集中してしまっていて、やっと親御さんと合意形成ができたのだけれども、何か月もまたなければならないという状況があります。また、カウンセリング関係なども訪問のものは少ないので、今回、こころの医療センターが鶴岡に出来たことは非常に大きなことだと思っています。こうした情報発信、どうしても集中してしまうことがありますので、市町村内でありましてか、最上管内や庄内管内などの域内で、気軽に相談できるような所を紹介していかなければならないと思っています。

<長南委員長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

⑦議事(2)

<長南委員長>

それでは、議第1号「山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成28年度使用教科用図書の採択について」、義務教育課特別支援教育室長より説明願います。

<特別支援教育室長>

議第1号につきましては、山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成28年度使用教科用図書の採択をしていただきたくお諮りするものです。

はじめに資料の確認をさせていただきます。資料1-2から1-17までが、山形県立特別支援学校の小学部における平成28年度使用教科用図書採択案及び中学部における平成28年度使用教科用図書採択案でございます。その中の1-15が資料1「山形県立特別支援学校で使用する教科用図書」、1-16、17が資料2「山形県立特別支援学校小学部・中学部における教科用図書の採択について」となっています。議第1号の別冊は、各特別支援学校の小学部及び中学部における教科用図書選定一覧でございます。

各校での選定においては、学校教育目標や各学部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったものとなっています。児童生徒の能力、適性等に応じ学力向上に資するもの、児童生徒の興味関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、自立に向けて必要な知識や技能を習得できるもの、各種障がい、個々の障がいの状況、学習歴に応じて活用できるものとなっております。こうした選定の方針を踏まえて、各学校に教科書選定委員会を設置し、最終的に校長が選定いたします。その選定結果をこの教育委員会にお諮りし、決定、採択の運びとなります。

では、教科書について御説明申し上げます。文科省検定済み教科書を点字訳したものは主に山形盲学校で使用します。理科や社会では図を起こさなければならぬため、かなり高額なものになります。準ずる教育、知的に問題がないお子さんが使うものは、一般の小学校、中学校で使う教科書を拡大したものになります。これは障がいに応じて文字のポイント数が様々あります。知的障がいのあるお子さんは、いわゆる星印本を使います。表紙に星の数がありますが、増えていくほど難しく、難易度が上がるというものになります。指を使ったり、シールを貼ったりできるようなつくりになっており、子どもの興味関心を喚起しながら使っていく教科書になります。

ただいま御説明しましたように、各特別支援学校の校長が選定したものを事務局では、様々な法に照らしたり、教科書の選定審議会の意見をいただいたり、採択の基本方針に基づいて教育課程と照合しながら、適切な図書の選定となっているかを審査いたしました。その結果が、議第1号の小学部及び中学部の平成28年度使用教科用図書の採択案となっております。以上につきまして、特別支援学校の平成28年度使用教科用図書の採択をお願いいたします。

- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <涌井委員> 星印本は対応学年が小学部、中学部とわかれているようですが、例えば小学部の6年間の中で、星の数の増え方は子どもさんの状況に応じて個別に進んでいくということでしょうか。
- <特別支援教育室長> 星の数が1つから2つへ進んだかと思うと、1つへ戻ってしまうこともありますので、子どもさんによって様々です。
ただし、年間に教科書は一人一冊ですので、全学年のものを使ったり、併用して使ったりと、子どもさんの状況によって様々です。
- <涌井委員> では、例えば2年連続で同じ星の数の教科書を使う子どもさんもいるのですか。
- <特別支援教育室長> せっかく無償でいただける教科書ですので、前の年に星1つのものを使っていた場合、次の年は星2つのものをもらいます。
準ずる教育の場合は、通常の小学校、中学校で使っている教科書を拡大したものを使ったり、そのままのものを使ったりします。学校が所在する、例えば上山市にある特別支援学校であれば、上山市で採択している教科書を小学部、中学部で使うこととなります。行った先で同じ教科書を使って勉強するような交流があります。
- <長南委員長> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第2号「山形県立中学校・高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成28年度使用教科用図書の採択について」、高校教育課長、義務教育課特別支援教育室長より説明願います。
- <高校教育課長> よろしく願いいたします。それでは議第2号について御説明いたします。議第2号は、山形県立中学校・高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成28年度使用教科用図書の採択についてお諮りするものでございます。
はじめに資料の確認をさせていただきます。資料は議第2号として綴じられているものと、別冊としてとじられているものになります。また、目の前にございますが、「平成28年度使用教科用図書選定理由書」を準備しております。各校の具体的な選定理由書となりますので、こちらも適宜御覧いただきたいと思います。
まず、別冊資料の2-2-4を御覧ください。こちらは公立学校の中で教科書の採択がどのようになっているかを図示したのものになります。

左側が県立学校、右側が市町村立の小学校・中学校が教科書採択で行う流れになります。市町村立小学校・中学校のほうでは、調査研究員会、採択協議会というものを下に並べております。このようなものを設置し、各地区で採択を行っておりますが、県立学校の場合は、この部分を各校で行っており、各県立学校の中に教科書選定委員会の場で、教科書の選定が行われます。

続いて、来春開校します東桜学館中学校について御説明いたします。こちらは併設型中高一貫教育校の中学校で使用する教科書の採択になり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律で学校ごとに採択を行うことになっております。ですので、小中学校は通常であれば、各採択地区で教科書を採択しますが、こちらの場合は学校ごとに採択を行います。また、高等学校についても、法令上の定めがございませんので、各学校の教育課程に合わせながら、各高校で採択を行います。

別冊の2-2-2を御覧ください。資料1としてまとめておりますが、県立中学校における採択までの流れがこのようになっております。この中で、①にありますように、平成28年度使用の県立学校教科用図書の採択に関する基本方針を太枠で囲んでおります。県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択するというようにしておりますので、この流れに沿って、今回の教育委員会にお諮りしているということになります。

これまで作業を行ってまいりましたが、それが資料1の中ほど、四角で囲ったところになります。③の調査委員会及び④の審査委員会が教科書採択に向けた調査、研究、選定を行った組織になります。調査委員会は指導主事で構成し、6月19日に委員会を立ち上げて実施しております。こちらで教科ごとに十分な調査、研究を行い、7月10日に選定理由書を審査委員会へ提出しております。その後7月29日に審査委員会が実施されまして、こちらで選定結果と選定理由書の厳正な審査を行いました。ここでの意見を踏まえ、より適正な選定を行うために開校準備委員長、本来であれば校長であります。今回は開校前でありますので、開校準備委員長の下で精査をし、今回の採択案となっております。

次に選定結果について御説明申し上げます。資料2-2、平成28年度使用山形県立中学校教科用図書選定結果を御覧ください。教科ごとの具体的な選定理由を記した選定理由書は、先ほどお示ししましたつづりを御覧ください。選定に当たっての全体的な観点は、東桜学館の基本的な理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために探究的な学習や、協働的な学習を推進するのに適しているかどうか。それから、東桜学館の学習の特色として示しております充実した理数教育、国際教育を推進するのに適しているかどうか。3点目として、いのちの教育など、6教振や本県教育の重点と十分に関連づけられるかどうかということを観点に選定したところです。

次に、教科ごとの選定結果について主な理由を申し上げます。今回、国語は光村を選定しておりますが、こちらの教科書は多様な視点から、

いのちや生き方などを探究的に学習できる作品が収められており、豊かな人間性が育てられるよう工夫されている等の理由で選定したところです。社会では、地理分野や世界の諸地域、歴史分野の諸資料の活用、公民分野の今日の社会問題などによって探究的な学習を進めることができる、また、グローバル化について生活、経済、人権などから身近なものとして考えられるよう工夫されているという理由で選定しております。数学では、高校の内容を約70時間分先取りして学習することになります。そのため探究的な学習はもとより、高校との一貫性を特に重視して、難易度の高い問題が多く盛り込まれ、数学的な思考力を伸ばすための発展的な学習に適しているという判断により選定しています。理科については、他教科との関連が多く、科学的思考力や創造的知性の育成に適しており、また、発展分野においては高校での学習内容も盛り込まれており、探究的な学習や高校への系統性を重視しているということから選定いたしました。英語については自分の生き方や地域及び世界とのつながりを題材にして探究的な学習を進めることができる。また、他の教科あるいは言語とあわせて学ぶことができる題材が唯一盛り込まれており、教科横断的な学習により創造的知性を育てるのに適しているとの理由で選定しているところです。その他、音楽、美術、保健体育、技術・家庭においても、それぞれの特徴で身近なものから国際的なものを題材にして、豊かな人間性を育てる工夫があるなどの理由から選定させていただいたところでございます。

続きまして、県立高等学校について御説明させていただきます。県立高等学校についてですが、別冊資料にこれまでの経過をまとめておりますので、そちらもあわせて御確認いただければと思います。ページは2-2-3になります。4月から7月にかけて各県立高校におきまして教科書の調査研究を行っております。そちらで選定委員会を設けて、教育目標や生徒の実態を踏まえて組織的な選定、公正の確保及び採択事務の適正化に努めてきました。7月には教育委員会事務局において教科書審査会を開催し、教科担当の指導主事等が、各校が選定した教科書について、教育課程表等との照合を行ってきました。

県立高等学校の選定状況ですが、普通科や専門学科、総合学科ではそれぞれ特徴がありますので、その特徴にあわせて選定をしなければならない状況です。そのため、県教育委員会としましても各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分に調査、研究を行い、そして、公正でかつ適正な選定を行うよう指導してまいりました。

<特別支援教育室長>

続いて特別支援学校高等部について御説明いたします。高等部におきましても、小学部、中学部と同様に、学校教育目標、高等部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったもの、生徒の能力、適性、興味、関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、学力向上に資するものという選定方針を踏まえ、校長が選定しております。高等部ですので、特に自立に向けて必要な知識や技能を習得できるものという観点で選定しているところが特徴です。選定された各教科書につきましては、慎重に審査をし、結果を議第2号の2-23から2-25に、また別冊2-2-

10の資料5以降にまとめております。各校とも在籍する生徒の障がいの状況、学びの状況に応じて、一人ひとりが十分に活用し学習できる図書を適切に選定しております。

以上、特別支援学校高等部について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

<高校教育課長>

それでは、最後に全体の選定状況について御説明いたします。2-3を御覧ください。こちらには教科書選定状況の概要を総括表としてまとめています。2-4と2-5には、第1部としまして現行の学習指導要領のなかで選定している教科書の一覧を載せています。その次のページは第2部としまして、現行の前の学習指導要領で教科書として準備しているものの中から選定している状況を示しております。また、さらに続く2-8に第3部として載せています。例えば現在の学習指導要領の中で検定教科書が作られていない場合は、過去の学習指導要領を遡ってそこで検定教科書として出たものから選定することができるようになっていきます。本県では第3部では選定しておりませんが、第2部の農業の2つの科目において、現行の学習指導要領では教科書が作られていないために前の学習指導要領から選定している例がございます。このような形で、第1部、第2部、第3部を合計しますと、発行されている教科書は794点ございますが、そのうち全体の約7割、557点を本県で選定している状況でございます。

続けて、別冊資料2-2-5を御覧ください。資料3としております、2-2-5から2-2-7までが各高等学校において代表的な教科書選定の観点でございます。2-2-5はいわゆる進学校での観点ということで、教科書をこのような観点で各教科を選んでいるというものになります。2-2-6は専門学科の高校です。こちらの高校はものづくりの視点を重視した教科書を選定する際の観点になります。2-2-7については、総合学科を置く高校が教科書を選ぶ観点としているものでございます。このような全体的な観点に基づきまして、各校では教科書を選定しております。

次の2-2-8には、選定率が高い教科書の選定理由についてこちらにあげさせていただきました。例えば、国語総合という科目では、新編国語総合という大修館書店の教科書の選定率が比較的高く15.5%の選定率で選定されていますが、こちらの場合選定理由としているのが、現在活躍している著者の文章が、積極的に収録されている。カラー図版が多い。選定する学校の生徒にとっては親しみやすい収録教材・紙面構成である。古典の導入教材やコラムが充実しており、生徒の興味関心を引き出す工夫が施されている。というようなことで、こちらの学校ではこの教科書を選んだということが記載されています。このように、例えば次の世界史Bの場合は進学校で良く使われている教科書の例であり、このように2-2-9まで代表的なものをあげさせていただきました。

以上、御説明申し上げますが、いずれも教科用図書採択の基本方針に基づいて各校長が選定したものを関係課で厳正に審査したものでございます。御採択いただくようお願いいたします。

- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <菅野教育長> 議会のほうでも 18 歳選挙権のからみで委員会をつくり、学校現場ではどうなっているのか調査をすることを昨日決めたようですね。
今回の教科書には 18 歳選挙権とはまだ書いていませんね。
- <高校教育課長> はい。まだ書いていません。
- <長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第 3 号「山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> はい。議第 3 号ということで、「山形県立高等学校区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。
資料 3-2 を御覧ください。こちらは一部改正の概要になります。改正の理由ですが、平成 28 年 4 月に山形県立東桜学館中学校・高等学校が開校することにあわせまして、学校教育法第 71 条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す山形県立中学校及び山形県立高等学校の通学区域を、県下一円と規定するものでございます。
資料 3-3 に新旧対照表をつけさせていただきましたので御覧ください。改正案では現行の第 3 条を第 4 条といたしまして、第 3 条中の「次」としていたところを「前条の規定にかかわらず、次」に改め、第 2 条を第 3 条といたしました。第 1 条を第 2 条として繰り下げ、第 1 条中の「通学区域」を「(以下「高等学校」という。)の通学区域」に改めました。第 2 条の前に、第 1 条として「山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。」と付け加えました。また別表中の第 3 項の部分を第 4 項といたしました。また第 2 項を第 3 項として、第 1 項を第 2 項とするように繰り下げ、第 1 項の「課程」を「課程(前項に掲げる高等学校の課程を除く。)」に改め、第 2 項の前に第 1 項として「学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円」を加えました。
最後の資料 3-5 を御覧ください。こちらが今回お認めいただければ、このかたちになる改正案でございますが、ここで別表の第 1 項を加えたことに伴いまして、改正附則の第 2 項中「別表第 1 項第 1 号」を「別表第 2 項第 1 号」に改めました。
以上でございます。どうぞ、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第4号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。
- <総務課長> はい。それでは議第4号について御説明申し上げます。
資料4-2が改正の概要でございます。改正理由は記載のとおり、東根市に来春開校する併設型中高一貫教育校「東桜学館中学校・高等学校」の開校にあわせまして、県立高校に加え、県立中学校の入学者選抜基本方針の決定に関することについても教育委員会の事務と規定するという趣旨であります。
資料4-4を御覧ください。現行の委任専決規則です。第2条に「教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。」とあり、この第12号に下線がございますが、「県立高等学校の入学者選抜基本方針の決定に関すること」が現行の規定となっており、これに、資料4-3の新旧対照表にございます通り、「県立中学校及び県立高等学校」と加えることにより、県立中学校の入学者選抜基本方針の決定についても教育長に委任する事務ではなく、教育委員会の権限に属する事務として規定するものでございます。
以上です。よろしく願いいたします。
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第5号「山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。
- <総務課長> はい、続きまして議第5号でございます。こちらは、先立って県議会6月定例会で県立高等学校の授業料等徴収条例の改正がございまして、それに伴う規定の整備ということでございます。

資料５－３新旧対照表を御覧ください。規則の題名が「山形県立高等学校の」から「山形県立学校の」と、条例改正にあわせた形での改正をお願いしたいと思います。それから、第１条も条例を引用していますので改めさせていただきたいと思います。また、別記様式のなかで条例を引用している部分すべて、条例改正に伴って規定の整備を行います。施行は公布の日からとしております。

以上、よろしくお願いたします。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第５号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長>

次に、議第９号「平成２９年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について」、高校教育課高校改革推進室長より説明願います。

<高校改革推進室長>

はい、よろしくお願いたします。それでは資料９－１を御覧ください。議第９号「平成２９年度山形県立中学校入学者選抜基本方針の決定について」御提案申し上げます。平成２９年度ですので、東桜学館中学校第２期生となる、現小学校５年生対象の入学者選抜の基本方針をここで決定していただきたいということでございます。現６年生の募集方法については、後ほど御審議願います。

それでは資料９－２を御覧ください。平成２８年度、第１期生の基本方針からの変更点のみ申し上げますけれども、１の（１）①に「平成２９年度３月に小学校」の次に「義務教育学校の前期課程」という文言が入りました。これは、小中一貫教育を行う義務教育学校がこのたび６月に国で制度化され、来年４月１日から設置が可能となりました。本県では、新庄市の萩野学園が義務教育学校になるわけですが、小学校でもなく中学校でもない名称になりますので、それについての変更ということになります。義務教育学校の場合、９年間行うわけですが、最初の６年を前期課程、中学校に相当する部分を後期課程といいます。「卒業」という概念はなく、前期課程の「修了」という言葉を使うこととなりますので、資料９－２の２行目「卒業又は修了見込みの者で」というところが大きく変わったところでございます。

それから、３の（１）で第２期生の適性検査の実施日は平成２９年１月７日（土）となります。これは大学入試センター試験の１週間前でありまして、曜日を固定している関係上、出願受付期間あるいは選抜結果通知書の発送日なども、１期生よりも日付が２日ほど早くなるということでございます。

その他、文言の精査により若干変更ございますけれども、基本方針の

変更はございません。以上、よろしく御審議をお願いいたします。

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員> 1項の②「山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者」とは、具体的にはどういうことが想定されますか。

<高校改革推進室長> それでは、次の資料 10-2 を御覧ください。こちらは第1期生の募集になりますが、こちらで見ていただくと、「1 志願資格」の(2)で、県外在住の生徒の場合は一家転住で来る生徒や、あるいは保護者が長期海外出張等で親戚と一緒に住む者などになります。あとは外国の学校を卒業した者になります。海外の場合は夏に卒業するので、「見込み」ではなく「卒業」しているため、それは年齢で規定しています。

<長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第9号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次に、議第10号「平成28年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について」、高校教育課高校改革推進室長より説明願います。

<高校改革推進室長> はい、それでは資料 10-1 を御覧ください。第1期生、平成28年度の東桜学館中学校入学者募集についての公告になります。

資料 10-2 を御覧ください。2年前の平成25年10月の教育委員会において、基本方針を決定し、これまでさまざまな説明会を開催しながら周知を図ってきたところですが、基本方針に基づき、このたび正式に募集公告を行うというものでございます。まず、学校名は東桜学館中学校。入学定員が33人の3クラスで99人、男女別の定員は同数程度としています。別記として入学志願要項になりますが、志願資格(1)の②については県外在住の者など、県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を(2)の①から④まで記載しております。

「2 通学区域」については先ほど決定していただいた通り、県下一円となります。また、「3 出願に必要な書類及び提出期間」については(1)に記載した4つの書類、それから県外からの志願の場合は(2)に示した書類。提出期間は(3)に示した通り、今年11月30日から12月4日までとなります。

今年はまだ建物建築中のため、入学試験のときに新校舎がございませんので、県立楯岡高等学校を会場にして1月9日に試験を行うということになります。

選抜結果の通知は、1月14日(木)の夕方に発送し、翌日金曜日に到着するように準備をすすめております。

以上でございます。なお、御承認いただいた後は、8月28日の県公報に登載して募集を公告する予定としております。

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第10号は原案のとおり可決いたします。

⑧閉 会

<長南委員長> これで、第1014回教育委員会を閉会いたします。